

## 独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員退職手当規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、期間を限って雇用される常時勤務を要さない職員及び臨時に勤務する職員並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所再雇用規程により雇用された職員については適用しない。

### (退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令、その他研究所の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

2 次条及び第12条の規定による退職手当（以下「退職手当」という。）は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

### (退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

### (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の俸給の日額の21日分に相当する額。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第16条の規定により退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 就業規則第17条第四号の規定による解雇により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第16条の規定により退職した者又は25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定（俸給月額の変定をする規程が定められた場合において、当該規程による変定により当該変定前に受けていた俸給月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定に関わらず、次の各号の掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定変額前俸給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第14条第4項及び第15条第3項の規定に該当する場合は除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第14条第1項に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第15条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第14条第1項に規定する国等の職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第14条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国等の職員として引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6箇月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第一号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第二号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第5条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定に関わらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額

二 60未満 特定減額前俸給月額に第8条第1項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第9条に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第10条第2項	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第二号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第10条第2項第一号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額

第10条第2項 第二号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第二号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第二号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第11条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第9条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものであるものとして別に定める要件を満たすものを除く。）、同規則第49条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該月額の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 79,200円
- 二 第2号区分 62,500円
- 三 第3号区分 54,150円
- 四 第4号区分 50,000円
- 五 第5号区分 45,850円
- 六 第6号区分 41,700円

- 七 第7号区分 33,350円
- 八 第8号区分 25,000円
- 九 第9号区分 20,850円
- 十 第10号区分 16,700円
- 十一 第11号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第二号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級並びに職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - 一 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く） 第1項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
  - 二 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の額に係る特例)

- 第12条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
  - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
  - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
  - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次に掲げる休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第9条第1項第一号の規程による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）

二 就業規則第9条第1項第二号の規定による休職

三 就業規則第9条第1項第五号の規定による休職

四 就業規則第49条第四号の規定による停職

五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所育児休業、介護休業に関する規程の規定による育児休業（同規程の規定による育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する月数）

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、地方公務員が退職等により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第14条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き次の各号に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者又は役員（常時勤務を服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、第二号から第五号までに



掲げる機関にあつては、退職手当に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人等に限る。

一 国

二 特定独立行政法人

三 日本郵政公社

四 地方公共団体

五 国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等

- 2 国等の職員が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条（第5項を除く。）の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 国等の職員がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

（退職手当の支給制限）

第15条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 就業規則第49条の規定による懲戒解雇処分を受けた者

二 退職した日から支給日までの間において、在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事由が発見された者

2 退職手当のうち、第11条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

一 第5条第1項及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で別に定めるもの。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第16条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第17条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第18条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が求められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の返納）

第19条 退職した者に対し退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為につき懲戒解雇又は論旨解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、理事長が決定する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第20条 理事長は、退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、研究所の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した文書を交付しなければならない。

(実施規定)

第21条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行し、施行日から起算して1年を超えない範囲内において、理事長が別に定める日から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成17年法律第115号。以下「改正退職手当法」という。)による改正前の国家公務員退職手当法(以下「旧退職手当法」という。)の規定によるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第2条 研究所の成立の日の前日に、独立行政法人産業安全研究所又は独立行政法人産業医学総合研究所に在籍した職員であって、研究所の成立の日に引き続き研究所の職員とな

った者の第13条第1項に規定する在職期間の算定については、旧退職手当法第2条第1項に規定する職員としての引き続いた期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

(退職手当の基本額の調整)

第3条 当分の間、35年以下の期間勤務して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

第4条 当分の間、36年の期間勤務して退職した者であつて、第5条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前条の割合を乗じて得た額とする。

第5条 当分の間、35年を超える期間勤務して退職した者であつて、第7条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤務期間を35年として附則第3条の規定の例により計算して得られる額とする。

(失業者の退職手当の経過措置)

第6条 この規程の施行日前に研究所を退職した者に対して、国家公務員退職手当法第10条の失業者の退職手当を支給する場合の取扱いについては、従前の例によるものとする。

(経過措置)

第7条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより本規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正退職手当法による改正前の旧退職手当法の規定により計算した退職手当の額が、本規程の規定により計算した退職手当の額（以下「本規程退職手当額」という。）よりも多いときは、この規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、職員においては施行日をいい、国等の職員においては改正退職手当法附則第3条第2項に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

第8条 職員が新制度切替日（前条第2項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての本規程退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧退職手当法の規定により計算した退職手当の額（以下「旧退職手当法等退職手当額」という。）よりも多いときは、この規定にかかわらず、本規程

退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
  - イ 第11条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
  - ロ 本規程退職手当額から旧退職手当法等退職手当額を控除した額
- 二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
  - イ 第11条の規程により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
  - ロ 本規程退職手当額から旧退職手法等退職手当額を控除した額
- 三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
  - イ 第11条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
  - ロ 本規程退職手当額から旧退職手法等退職手当額を控除した額

第9条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（附則第7条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち、新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の国等の職員としての在職期間が含まれるものに対する第8条の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の国等の職員として受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

第10条 第11条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日以前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員退職手当規程平成18年4月1日附則第3条の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 20年未満の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額を第5条から第9条までの規定により計算する際に当該勤続期間をその者の都合による等事由により別表の数値に置き換えて計算することができるものとする。

別表(平成25年1月1日附則第3条)

勤続 年数	平成25年1月1日～ 平成25年9月30日		平成25年10月1日～ 平成26年6月30日		平成26年7月1日～	
	自己都合等	定年(任期满了)	自己都合等	定年(任期满了)	自己都合等	定年(任期满了)
1	0.588	0.98	0.552	0.92	0.522	0.87
2	1.176	1.96	1.104	1.84	1.044	1.74
3	1.764	2.94	16.56	2.76	1.566	2.61
4	2.352	3.92	2.208	3.68	2.088	3.48
5	2.94	4.9	2.76	4.6	2.61	4.35
6	3.528	5.88	3.312	5.52	3.132	5.22
7	4.116	6.86	3.864	6.44	3.654	6.09
8	4.704	7.84	4.416	7.36	4.176	6.96
9	5.292	8.82	4.968	8.28	4.698	7.83
10	5.88	9.8	5.52	9.2	5.22	8.7
11	8.7024	13.5975	8.1696	12.765	7.7256	12.07125
12	9.5648	14.945	8.9792	14.03	8.4912	13.2675
13	10.4272	16.2925	9.7888	15.295	9.2568	14.46375
14	11.2896	17.64	10.5984	16.56	10.0224	15.66
15	12.156	18.9875	11.408	17.825	10.788	16.85625
16	15.0822	20.9475	14.1588	19.665	13.3893	18.59625
17	16.4934	22.9075	15.4836	21.505	14.6421	20.33625
18	17.9046	24.8675	16.8084	23.345	15.8949	22.07625
19	19.3158	26.8275	18.1332	25.185	17.1477	23.81625
20	23.03	28.7875	21.62	27.025	20.445	25.55625